

# 馬誌

器具部

四十三

			一七三九五	和書門
六三	三四	〇	五	
冊	架	函	號	類

武備兵法

庫文閣内			
五四	二	一	架
函	冊	架	
七三九五	六二	一	和書
號	冊	架	

内閣文庫	
番號	和 17395
冊數	62 (44)
函號	154 455



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

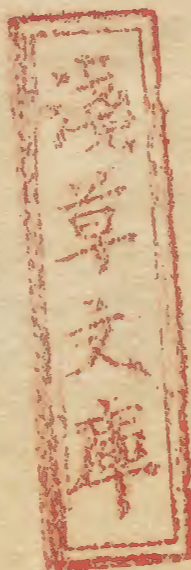




鞭

器具部

馬誌卷之四十二目錄



馬誌卷之四十三

器具部

鞭

一 野王按ももりに鞭和名無知 俗云無遲馬筭也筭亦作筭馬櫛也櫛所以筭馬驅遲也倭名抄

一 馬の具を無知といひ鷹乃具を不知といふ  
べしあし世にいひぬれと倭名抄を見り  
鷹犬の具よかりの具と云ふ古よの書か

ふりといひ—の にしつゝ其角をまゝしする 今もあ  
がらふちあ—いふのを 腰ま—と鞭うともみかを結ふみたり 今もあ  
倭名抄に鞭を無知といふ俗に 世遠とふ  
—見え—の字一つ—あ  
まはる—源三位頼政藤原相火桶  
あといふ—をよめる 欽よ瀬くのあぢあぢ  
あちたきり—り—物を 無邊と  
いふ後の讀もや—い倭名抄の無知の  
其の字不の字よ作—不無といひ

無知といふ雅俗の二つ—れと昔よ馬鞭乃  
事よ—なる 彼を—考—  
古—の具よ不無といふ—

あり 本朝軍器考  
下同

一馬よ駕—事—んよ六鞭ある事—も  
—事—久—國史よ  
見—新羅王  
神功皇后の御船の前よ降り来—  
今より後 乾坤—長く—  
あつち 飼部—あり

て船の拖をほろり春秋の馬柢馬鞭を執り  
又海乃遠きをいふらうとせし年ほど  
男女の調負らんや始あふき  
一 日本紀の天友の軍破れ葦井鯨甲斐の勇  
士ふをりれ逃るとき泥水は馬銜るそのとき  
鞭をちき難を遁るらう

聖武帝紀の徳野新宮へ沙鞭を奉納せし  
事あり鞭を持扱ふこと古き事  
あり  
安都馬具佐

一 左右馬寮の御監のときは鞭を用ひ百癖  
の馬に用ひたり御監は武士の事を  
見えたり沙既別當是は次く源氏の長者  
此官に任して將軍とて既は為義沙既  
別當義朝左馬頭是あり謙倉殿征夷  
大將軍に任せられて天下の兵馬司を  
下さるとありを例より鞭は持て延喜  
の緋の袋あり義家奥別陣のとき物語す  
るに軍師談し内容の繪今も猶土佐家

あとの古き図は見えぬ鞭も地理の考を  
しるしあり

一 鞭は神代より十握の寶劍の徳を具すと此劍を  
或天のひら雲の劍又草薙の劍と名付く  
は劍のはいさき向ふ所みか悉く靡きさ  
ふ武士を兵第と名付て強敵と退治す  
この鞭を以て根りよあを打くことあり  
義朝は鞭を以て信賴口の面をうたぬ  
一よは法は肖き二よは禮ありと後評判

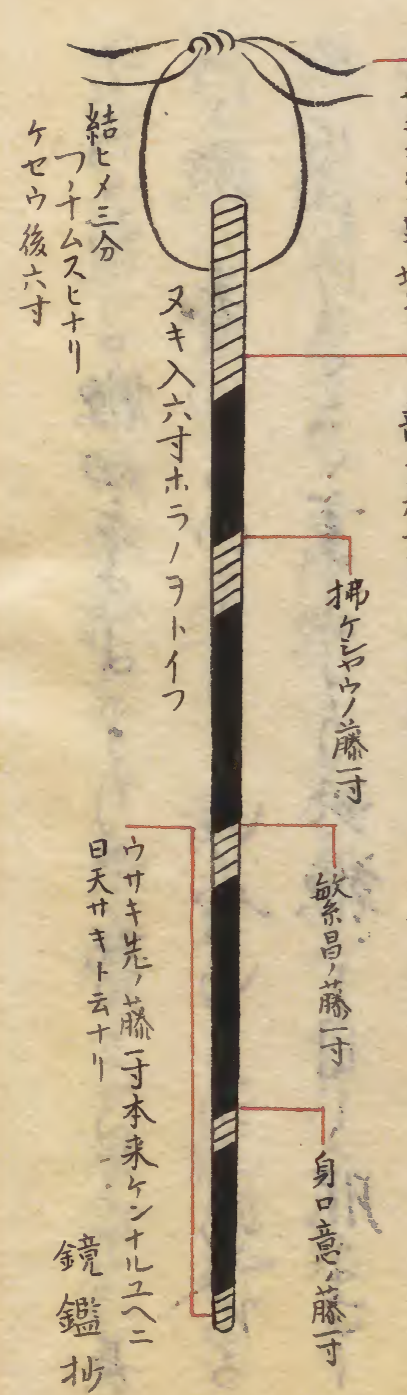
あり鞭を常りに錦の袋に入る壇を  
へし或は然るへし假初よりさうし  
まをりあり也 本朝武家根元  
下同

一 鞭は勝軍木を用ひ和名よかりきとよふ又  
ぬらでの木と号す竹の根は軍陣よ忌へし陽  
鞭はさきを劍の如くも陰策はさきを丸く  
もくし長さ二尺八寸二十八宿よ象り十子の  
二十八宿を表と取柄は七寸なり天の七曜を  
表と貫入の緒一尺二寸十二支を表と露は

化祿革結留三寸赤免革りそ端を劔  
 よま(ト)日月星の之光と表と或も  
 紺地の綿りよそも(ト)龍縫七寸化祿後。  
 紫系昌後。二葉後又、身口免既の後各寸つ  
 よま(ト)次小令お一寸あり先の劔形ある一方  
 を日のさきと名付一方を月のさきと名付  
 日のさきと小龍の字月のさきと小半の字と  
 書て塗込にま(ト)一  
 一鞭ハ天の二十八宿地の二十六禽よか(ト)より六天

四寸ののりまをこわ小切長さ鞭三寸  
 ころより外(ト)る(ト)も御(ト)同二尺八寸より寸  
 も長さ(ト)二尺二寸のうら(ト)より一寸も短き(ト)  
 等の鞭の中あり(ト)る(ト)ふ(ト)より法(ト)小鞭長(ト)く  
 縫(ト)げ(ト)短(ト)く(ト)き(ト)れ(ト)と(ト)り  
 安都馬具佐

一 鞭圖



一古き説は鞭四季よりりて瑇瑁よりり長  
き鞭は春のものありといふいりある也  
や心得るこころ事なり此鞭と自ら服さ  
或は後者の腰まきし襟より指し是を持  
やうは古きあしりりといふありまき鞭  
の管。鞭の袋。延喜式より見え加茂祭の使の  
子振の取物の中より。鞭の管といふあり  
御服飾部類より見ゆ。軍器考補正  
一延喜式民部條より交易雜物相摸國鞭十具

左馬寮條下鞭袋

本朝武林原始

一衆和鞍之時用蒔繪鞭。用平文之鞍時猶  
用蒔繪無難歟。舞人用藤卷鞭。馳馬故歟。打  
任者鞭可指舍人腰。而平禮出衣舍人令指狩衣頸  
紙。高官高位之人強依不指鞭如此歟。賤位之  
人充自可持。仍此儀歟可尋。飾抄  
一鞭は古時多くは藤鞭の名見えりりこ外り  
何の本と用るこころ事なり。記州新宮  
の神寶より古代の鞭あり糸漆りし漆をり



先をかねて包みしは何の木といふ事も  
知事と長さ二尺九寸何れも取柄といふ事  
令洞より包みしは五寸一分緒と通へき  
穴あり先も又金洞より包みし一寸み分あり  
又治承元年十二月十七日蓮花王院行幸のとき  
中將蒔繪の轡を用いし右職抄まじし飾抄は轡  
まじし平文轡ともいふ蒔繪の轡を用ひしは  
多くは蒔繪ある物を用ひしは取柄は何を以  
て包みしといふ事いままに記せし事を見し

不あり新宮の神寶金洞を包みしは古き  
ことともいふは年々人々紅梅の檀紙を以て巻く  
老人は白き檀紙を以て是と巻たりしを見

前同書取柄を巻ししはありし物なり

二條院の時時左巻の藤轡桐火桶を以て  
河よりせて供奉ししは仰せありしは  
源之位頼政のみつらうの名を添て讀ゆりける

水ひたりまじしは  
ひをけりしは

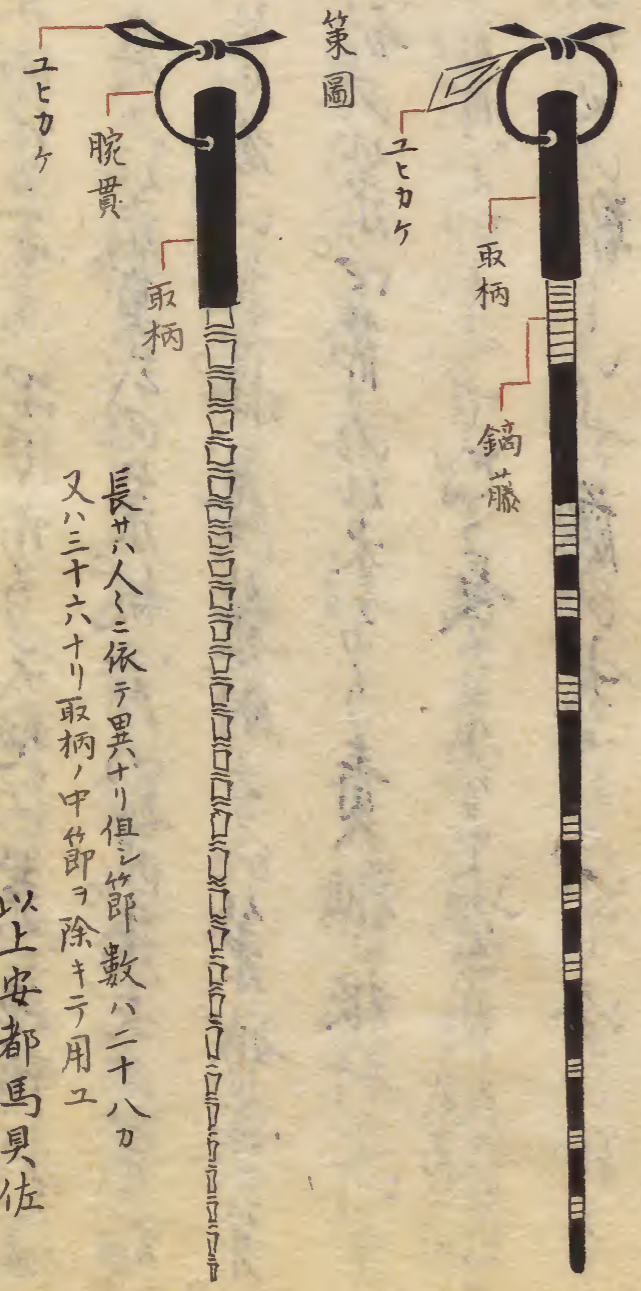


あつと尋常の人の持才にあつと是大道  
 物盛よありて愈永文明のいふ人々法式を  
 定めしるあり足利家の末よありて取柄の  
 法量あきなり腕の長短ふより寸尺もたれ  
 如しりて進退の道具なる也素人の好む  
 随ひ時宜の考も有し

一 鞭圖 腕貫寸法

此寸法仕立やあり  
 人々依て異あり

竹策圖



長廿八人々依て異なり但し竹節數ハ二十八カ  
 又ハ三十六ナリ取柄ノ中竹節ヲ除キテ用ユ

以上安都馬具佐

- 一 策むちの仕之やうありあり天地の策。陰陽此策。
- 六 真の策。真武の策。桃符の策。南天の策。梅乃策。夏の策。検見の策。射手の策。婚姻の策。入部の策。四節の策。あり責鞭。根竹と可と武馬必用 馬術要覽と節とかしめてこ長とあり小切あり
- 一 ひかしの鞭といふ藤の太さを以て塗ひ乾ししてひきとくは巻くは是は常一ふも持—— 愚得隨筆

一 武士の用あるところ藤巻のむちありあり木は熊柳といふものを用ひて長さ二尺七寸五分あるをわ式とよみこれ曲尺の定もりたうそくも竹尺の定もりあり我子の寸を用あるといひ傳へたり

竹尺といふもの下學集に鷹秤の字を用ひて其義を注し下りを僻こととせりあるあり是は裁縫尺といふものよそとあれ倭名抄にも裁縫の具の尺の下に辨色立成と引て尺は竹量也太加波可利



と見え一今よりて内外宮の間を定む  
小曲尺の定よりてとてさある(きつ)民間  
の茅屋と造るに屋中竹の膝節よりて  
結いたるき竹は是を踏込をいへばあり  
布帛の類と田舎より尋と以下市中賣買  
もあり西天の聖徳太子異國の曲尺と用ひ  
結ぶより起り今より天王寺の曲尺番匠と  
の受傳るあり

一 鞭の庭乗よりち又うつはよさ一犬村

将よりとてあつ用ふる式各々の故実  
る組一何れも取柄あり一取柄せぬ略後  
ありとて古の鞭の緒取柄の草と同一さ  
草を用ひたりき竹の根れ鞭も其たの藤卷  
の鞭も同一節の数をせよ切へ一先と節の  
間よりきる又分らふのよりのきき若くは  
足利殿のころ紫竹の鞭はた一人用ひき此  
の御新様は持あるありと柄は木竹い  
つまよてよとあり

本朝軍器考

一 武家小用る所の藤の鞭梅の木。熊柳竹の根。  
紫竹等あり軍のしき竹まき竹の根の  
鞭の持もしくり双紙後大を長さ一定ありを  
二尺七寸も二尺寸も二尺七寸もなる  
ひ六寸横子の鞭一尺横子の鞭ありと流く  
多し又鞭の長け長く継ぎ短く切れ  
ありしつたりしと詞もなりて文傳るる  
ありありしる或ひは社系のもとと大。笠然乃  
とと証裁のしとと。と場は従ひてと長異あり

とと事もりれも其法料子の内は貫令  
馬の頭を去鞭する御ふとありと今川  
了後の傳られし家との説とありへき  
竹の根の鞭も節数を廿七又廿八二十六する  
ありしと節数を廿と一みか言  
のよりのきい若くしとと説を用ひし  
高忠此のしとこの法量も古の定めしと志  
同書此のしとこの法量も古の定めしと志  
くくしむる用なりて志くも安くありし  
ふいありたり  
軍器考補正  
下同

一 漆塗の鞭より藤を巻く事古くも見えたりされども其巻へき長き数より従つて事古く所見あけぬ定まらざる事もあきつた鞭の末より藤を巻く事といふ事のみ延徳隨兵記に見えしなり

一 江次第藤鞭臨時競馬條。塗鞭以紙捲 代藤卷 武林

原始

一 諸書當用抄より云く赤漆のぬり鞭の事貴人あども小公之系より用あつたりぬ後いふ子細

武の親式に當家の取持ありされぬれども公方家の威儀きとて右大将家よりかくれぬく小公赤漆の引目同然り

貞丈云く赤漆は赤漆の事にあつて漆をぬりて赤黒くぬりし事とて右大将家といふ頼朝といふ頼朝の時代より小公之系に奉用せしむる下河邊玄同行平と常用せしむる事東鑑と見て知るべしされば右大将家の時よりといふ事心得る





④用巾がたり勝強といふ巾よはりしと

一弓馬故實よ云く鞭ふ用る木の事 熊柳

一名ひし柳とふ巾あり但し此木まじあるものなり略後

よくみの本もささるあり布をきさせ黒

くゆるなり

貞丈云く布をきせしうろりの中に地

とししるゝ魚一堅くあうて折れやと

一鞭の長さ我子の定あり是とをのりたりと

うりありといふあり人指と大指を廣げて

是を又寸と定ぬ申指をかめて申の前間を

一寸と定ぬ其寸分とみ分と定むるなり太

さい法量あり大概巾の方かねの尺を二寸

あり末の方一寸み分あり紐よとく巾の方

の本口を十二カゝり削て末の方ハミカは削る

かくの如くとれい巾の方ハ丸く末の方ハ

尖るあり布をきせて黒漆を塗へ藤ハ

細く割て巻へ藤の巻し長さ定る

まよき袖にまよき 軍用記



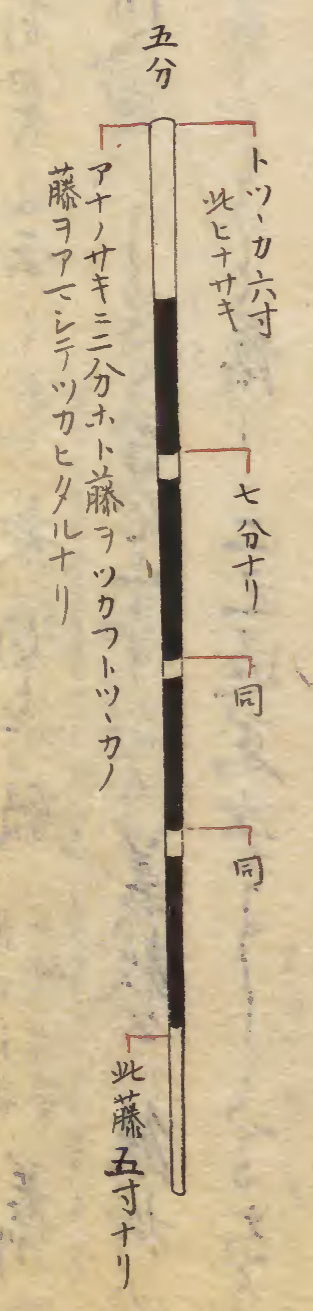
備州播州の事ハ中世に及リも但一とぬも  
 方ハ市用ハリトシハ 騎射秘抄

一 小播州より相傳の人の聞書ニ鞭の素歴取  
 柄ハあきみのなりとせぬ取柄あきもなりと  
 是ハ犬追物のとき指かけのある鞭の事あり  
 鞭藤より取柄を巻くありとせぬと表し  
 てあるあり又指かけのあきハ犬追物の鞭ニ  
 ありとせぬ播州より金仙寺取柄のあき  
 犬追物の鞭と先年集りせぬなり

不審あるより沙汰ありとせぬ周防國より  
 上洛の後見せぬ此聞書同然き高忠  
 も犬追物のとき持鞭ハ必も取柄ありと  
 せぬなり

一 鞭圖

是常の竹葉より



首書よ云く是、長福寺殿

武田治部  
少輔信榮

恙州へ

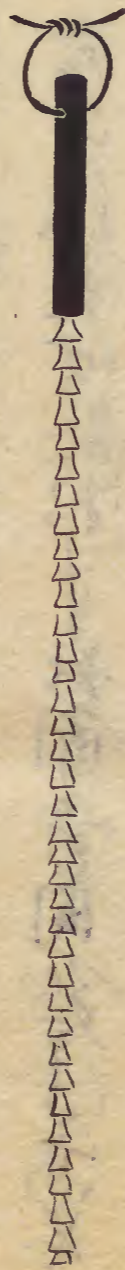
内國のしきき策之本あり義教公、熊柳の

箒ともしと落し二三返思塗ししるあり

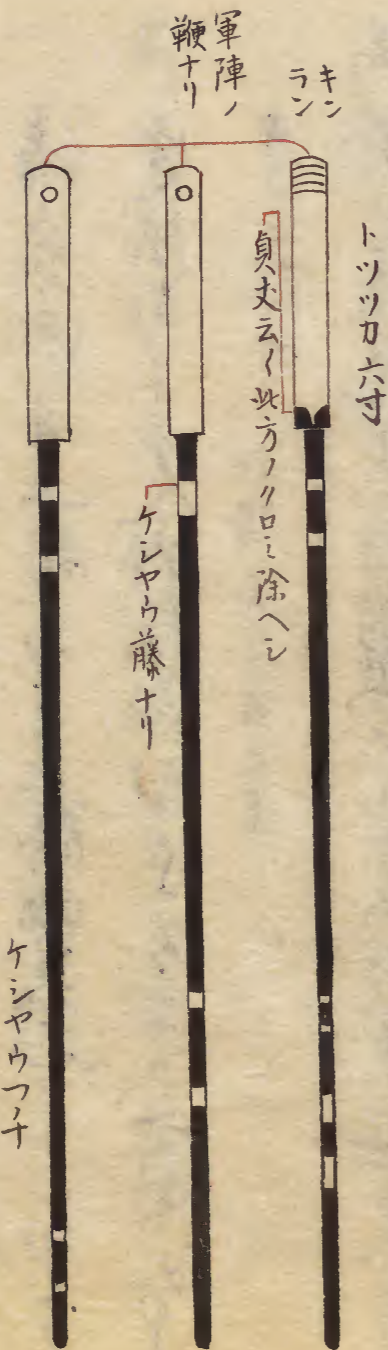
以上長さ二尺六寸とありあり

貞丈云く是かねの定しそいふありし

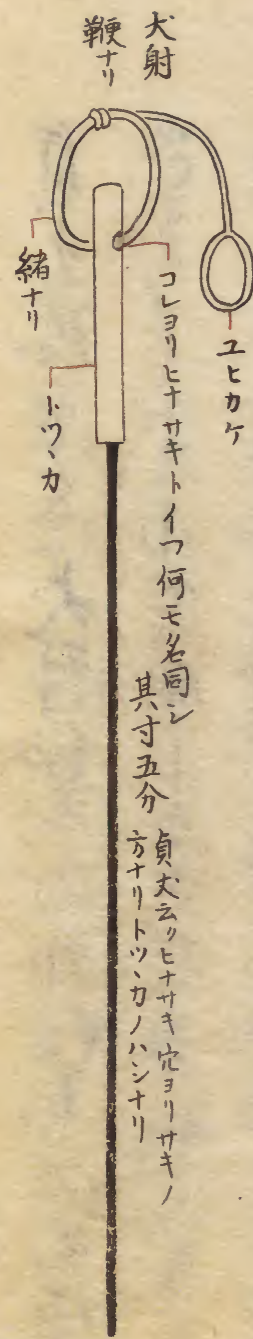
人のよ乃すよふ二尺七寸とありあり



貞丈云く是又常の鞭あり大射むちふ  
あゝと大射むちよ腕貫よひけけり



ケシヤウフナ  
イツレノヨウニモツカフナリ



貞丈按さるに大村むちの外むちの圖諸書  
さまじくして同一くさるる如くあれ  
ども實に同あり一同と六寸尺兼に取柄  
緒等のより一同あり藤の巻やうあり  
定法あり人の好みよらるゆへ一同あり  
さるなり。伊勢家坐右之書

一 馬具寸法記よ云く鞭の寸法の事二尺七寸  
又分取柄の分六寸宛より上長さみかなり  
紫竹の鞭は官領もは持ゆりといふ

貞丈云く二尺七寸又分は矢尺も同  
寸尺あり我子の寸で用ゆりたりは紫竹の  
鞭は公方家の用あり只の人持さるなり

武器考證

一 弓馬秘説よ云く竹の根むちの事節はつ  
つもあれさるへ一同然  
貞丈云く近世の俗説は竹の根鞭の節数  
二十といふは定めよまねは長短合さる  
なり節数二十といふるは古傳よあり

事あり古傳より節殺しくつありともか  
いゝと只節殺をせよとあるものなり  
伊幣家坐右之書

一 竹の根の鞭はかゝりの長短あるべきあり節と  
せよとあるものなり節の肉のけてのりあり  
但し取柄あつて略後より緒をとりたる鞭は  
これに節とせよとあるべきあり取柄の終は  
竹の根のひら通りふあるべしと通りり  
緒の穴ともあつて一塗鞭もくけぬの通り

二 緒の穴はくべし  
弓馬故實

一 惣別竹の根の鞭は熱の節殺せありまゝ  
取柄のれは取柄より上とせよ節とよむあり  
ふりのりくひらつて殺あへし  
岡幸記

一 鞭のす法の事ひさを五辨ふかきひにあて  
うひさを除くおと六寸と換ふと五寸とまゝ  
なり是と六寸換ふの鞭といふなり  
心得へし  
万秘傳書

一 鞭す法の事我々の服の下よりよとせし

ふきりさう隙を一人と横ををきて  
ふきりさう隙を一人と横ををきて  
同わり長くと腰と合せ膝にたて  
さう隙を一人と横ををきて  
とも主人の好み次第を切らあり  
一鞭の長さ一人と小依り馬丈のさう  
り考ふへり

安都馬具佐

1000000



